# 合理的配慮指針(概要)

雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保 \*\*\*
又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を 改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針(概要)

きほんてき かんが かた

### (1)基本的な考え方

たいしょう じぎょうぬし はんい じぎょうぬし

○ 対象となる事業主の範囲は、すべての事業主。

にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者。

⇒ 障害者手帳所持者に限定されない。

○ 合理的配慮は、個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべき性質のもの。

### (2) 合理的配慮の内容

〇 合理的配慮の事例として、多くの事業主が対応できると考えられる措置の例を「別表」として記載。

## <sup>べっぴょう</sup> (別表の記載例)

#### ぼしゅうおょ さいよう じ 【募集及び採用時】

- ・ 募集内容について、音声等で提供すること。(視覚障害)
- \* 面接を筆談等により行うこと。(聴覚・言語障害)

など

### さいょうご 【採用後】

- ・ 机の高さを調節すること等作業を可能にする工夫を行うこと。(肢体不自由)
- \* 本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。(知的障害)
- ・ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。(精神障害ほか) など

### ごうりてきはいりょ てつづき

〇 募集・採用時 : 障害者から事業主に対し、支障となっている事情などを申し出る。

〇 合理的配慮に関する措置を確定し、講ずることとした措置の内容及び理由(「過重な負担」に当たる場合は、その旨及び その理由)を障害者に説明する。採用後において、措置に一定の時間がかかる場合はその旨を障害者に説明する。

しょうがいしゃ いこうかくにん こんなん ばあい しゅうろうしえんきかん しょくいんとう しょうがいしゃ ほ さ もと さ っか 管害者の意向確認が困難な場合、就労支援機関の職員等に障害者の補佐を求めても差し支えない。

## (4) **過重な負担**

- こうりてきはいりょ ていきょう ぎ む じぎょうぬし たい かじゅう ふたん おょ ばあい のぞ 合理的配慮の提供の義務は、事業主に対して「過重な負担」を及ぼすこととなる場合を除く。 じぎょうぬし かじゅう ふたん あ いな つぎ ょうそ そうごうてき かんあん こべっ はんだん 事業主は、過重な負担に当たるか否かについて、次の要素を総合的に勘案しながら個別に判断する。
  - ① 事業活動への影響の程度、 ② じつげんこんなんど ひよう
  - ⑥公的支援の有無 ⑤企業の財務状況、
- 事業主は、過重な負担に当たると判断した場合は、その旨及びその理由を障害者に説明する。その場合でも、事業主は、 しょうがいしゃ いこう じゅうぶん そんちょう うえ かじゅう ふたん はんい ごうりてきはいりょ そ ち こう 障害者の意向を十分に尊重した上で、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮の措置を講ずる。

#### そうだんたいせい せいび (5) 相談体制の整備

- 〇 事業主は、障害者からの相談に適切に対応するために、必要な体制の整備や、相談者のプライバシーを保護するために ひつよう そ ち こう 必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知する。